

東北地方整備局版「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン」との読み替え箇所対照表

青森県 県土整備部

頁	箇所	【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 国土交通省東北地方整備局	【読み替え箇所】青森県県土整備部用
1	表紙	平成27年7月 国土交通省 東北地方整備局	平成28年10月1日以降適用 青森県 県土整備部
3	中表紙	平成27年7月 国土交通省 東北地方整備局	平成28年10月1日以降適用 青森県 県土整備部
4	1(2)	設計積算にあたって、平成14年4月10日付通達「条件明示について」に記載されている工事内容に関する項目については、「6. 条件明示」を参考に条件明示するよう努めること。	設計積算にあたっては、従来通り土木工事特記仕様書に施工条件を明示するよう努めること。
6	(4) 8行目	(但し、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は追加する前に本局報告を行うこと。)	(但し、当該設計変更の内容が、①変更見込金額が、請負代金額の20%を超えるもの(100万円以下のものを除く。)又は2,000万円を超えるもの。②構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの。であるときは、あらかじめ、地域県民局の地域整備部の長(本庁各課にあつては課長とし、青森空港管理事務所にあつては所長とする。)の承認を受けるものとする。)
8	中段	<p>【留意事項】</p> <p>1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認(工事調整会議等を利用)して、設計変更「協議」にあたる。</p> <p>4. 指示書へ概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。</p> <p>①受注者からの協議における変更の場合は、受注者が見積書を提出した場合に、その見積書を参考にして指示書に記載する。</p> <p>②受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、受発注者間の確認(事前協議)に基づく概算金額を指示書に記載することとする。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認(工事調整会議(三者会議)等を利用することもできる。)して、設計変更「協議」にあたる。</p> <p>4. 工事打合簿(指示)へ概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。</p> <p>①受注者からの協議における変更の場合は、受注者が見積書を提出した場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を工事打合簿に記載する。</p> <p>②受注者からの協議によらず発注者の指示による場合は、受発注者間の確認(事前協議)に基づく概算金額を工事打合簿(指示)に記載することとする。</p>

頁	箇所	【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 国土交通省東北地方整備局	【読み替え箇所】青森県県土整備部用
9	題目 2行目 4行目 中段 下段	<p>■指示書等への概算額の記載方法 ～指示書に増減の概算額を記載する。ただし、受注者からの協議により変更する場合には、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限る。</p> <p>ここで記載する概算金額(工事費ベース)は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。</p> <p>【発注者から指示の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。 2. 指示書には、受発注者間の確認(事前協議)に基づく変更内容の概算額を記載する。 3. 概算額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、記載した概算額の出典や算出条件等について明示する。 4. 概算額(工事費ベース)は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。 <p>【受発注者間の協議により変更する指示書の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(指示書等)にて指示を行う。 2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載する。 3. 概算額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額と、受注者の提示額であることを指示書に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、概算額を記載しない。 4. 概算額(工事費ベース)は、百万円単位を基本(百万円以下の場合は十万円単位)とする。 	<p>■工事打合簿(指示)等への概算金額の記載方法 ～工事打合簿(指示)に増減の概算金額を記載する。ただし、受注者からの協議により変更する場合には、協議時点で受注者から見積書の提出を受けた場合に限る。</p> <p>ここで記載する概算金額(工事費ベース)は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。</p> <p>【発注者から指示の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(工事打合簿(指示)等)にて指示を行う。 2. 工事打合簿(指示)には、受発注者間の確認(事前協議)に基づく変更内容の概算金額を記載する。 3. 概算金額については、類似する他工事の事例や設計業務等の成果、協会資料などを参考に記載することも可とする。また、記載した概算金額の出典や算出条件等について明示する。 4. 概算金額(工事費ベース)は、十万円単位を基本(十万円以下の場合は一万円単位)とする。 <p>【受発注者間の協議により変更する工事打合簿(指示)の場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面(工事打合簿(指示)等)にて指示を行う。 2. 工事打合簿(指示)には、変更内容による変更見込み概算金額を記載する。 3. 概算金額の明示にあたっては、協議時点で受注者から見積書の提出があった場合に、その見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認された場合は、その見積書の額を工事打合簿(指示)に記載する。受注者から見積書の提出がない場合は、受発注者間の確認に基づく概算金額を記載する。 4. 概算金額(工事費ベース)は、十万円単位を基本(十万円以下の場合は一万円単位)とする。
10	題目 中段	<p>(1)設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き (契約書第 18 条第 1 項の二) <設計変更可能なケース></p> <p>受注者 「契約書第 18 条(条件変更等)第 1 項の二」に基づき・・・</p>	<p>(1)設計図書に誤り又は脱漏がある場合の手続き (契約書第 18 条第 1 項の(2)) <設計変更可能なケース></p> <p>受注者 「契約書第 18 条(条件変更等)第 1 項の(2)」に基づき・・・</p>

頁	箇所	【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 国土交通省東北地方整備局	【読み替え箇所】青森県県土整備部用
11	題目 中段	(契約書第 18 条第 1 項の三) <設計変更可能なケース> 受注者 「契約書第 18 条(条件変更等)第 1 項の三」に基づき…	(契約書第 18 条第 1 項の(3)) <設計変更可能なケース> 受注者 「契約書第 18 条(条件変更等)第 1 項の(3)」に基づき…
12	題目 中段	(契約書第 18 条第 1 項の四) <設計変更可能なケース> 受注者 「契約書第 18 条(条件変更等)第 1 項の四」に基づき…	(契約書第 18 条第 1 項の(4)) <設計変更可能なケース> 受注者 「契約書第 18 条(条件変更等)第 1 項の(4)」に基づき…
19		<p>【フロー(発注者)】 変更伺い:重要な事項については局長(事務所長)まで(原則14日以内)</p> <p><設計変更審査会> 設計変更の妥当性の審議を行う(受発注者の発議により適宜開催)</p> <p>【フロー(発注者)】 変更施工承認:重要な事項については局長(事務所長)まで(原則14日以内)</p>	<p>【フロー(発注者)】 変更伺い:重要な事項については地域県民局の地域整備部の長(本庁各課にあっては課長とし、青森空港管理事務所にあつては所長とする。)まで(原則 14 日以内)</p> <p><協議打合せ> 設計変更ガイドライン等の活用を図り、円滑な設計変更を実施(受発注者の発議により速やかに実施)</p> <p>※県では、調査・設計・積算まで同一の監督員が担当しており、また、主任及び総括監督員や部長と同じ所内にいることから、意思疎通がしやすく、協議打合せも必要に応じて速やかに行えるので、改めて設計変更審査会等の組織は設けないものとする。</p> <p>【フロー(発注者)】 変更施工承認:重要な事項については地域県民局の地域整備部の長(本庁各課にあっては課長とし、青森空港管理事務所にあつては所長とする。)まで(原則 14 日以内)</p>
22	3行目	なお、条件明示等に不足が生じないよう、「土木工事条件明示の手引き(案)」を参考資料として活用するなど記載漏れがないようチェックすること。(「条件明示について」平成14年3月28日国官技第369号通知を参照。)	なお、条件明示等に不足が生じないよう、土木工事特記仕様書を活用し、記載漏れがないようチェックすること。(「条件明示について」平成14年3月28日国官技第369号通知を参照。)
25		【基本事項】 指定・任意については、契約書第1条第3項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。	【基本事項】 指定・任意については、契約書第1条第2項に定められているとおり、適切に扱う必要がある。

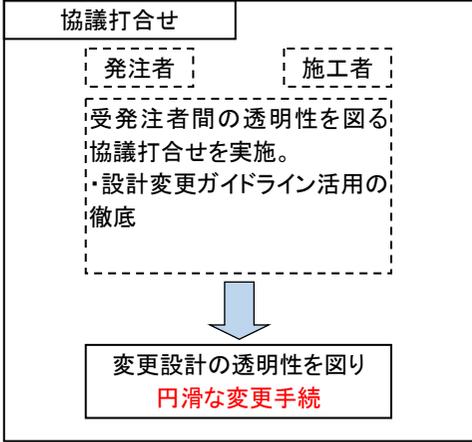
頁	箇所	【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 国土交通省東北地方整備局	【読み替え箇所】 青森県県土整備部
26		<p>■自主施工の原則 契約書第1条第3項により……</p> <p>契約書第1条第3項 仮設、施工方法その他の……</p>	<p>■自主施工の原則 契約書第1条第2項により……</p> <p>契約書第1条第2項 仮設、施工方法その他の……</p>
27	中表紙	<p>平成27年7月 国土交通省 東北地方整備局</p>	<p>平成28年10月1日以降適用 青森県 県土整備部</p>
31	注)1	<p>【<u>監理技術者制度運用マニュアル:国土交通省総合政策局</u>】</p> <p>※大幅な工期延期とは、工事請負契約書(受注者の解除権)第48条1項二を準拠して、「<u>延期期間が当初工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超える場合</u>」を目安とする。</p>	<p>【<u>青森県建設工事技術者等設置取扱マニュアル:平成28年5月18日 青監第120号(最終改正)</u>】</p> <p>※大幅な工期延期とは、工事請負契約書(受注者の解除権)第48条1項(2)を準拠して、「<u>延期期間が当初工期の2分の1(工期の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超える場合</u>」を目安とする。</p>
32	3行目から	<p>「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」</p>	<p>「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるとき」</p>
42	注釈		<p>※上表は現時点の最新版である。採用にあたっては積算時点での最新版を採用すること。</p>
46		<p>工事請負契約書第20条(工事の中止)</p> <p>1. 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、<u>工事の中止内容を直ちに</u>受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> <p>2. 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、<u>工事の一時中止内容</u>を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p>	<p>工事請負契約書第20条(工事の中止)</p> <p>1. 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(第29条第1項において「天災等」という。)であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、<u>工事の中止内容を直ちに</u>受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> <p>2. 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、<u>工事の一時中止内容</u>を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p>

頁	箇所	【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 国土交通省東北地方整備局	【読み替え箇所】 青森県県土整備部用
		<p>3. 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一部中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>3. 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一部中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え、<u>工事現場を維持し、</u>若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、<u>若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u></p>
47		<p>工事請負契約書第16条(工事用地の確保等)</p> <p>1. 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保<u>しなければならない。</u></p> <p>3. 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。<u>以下本条において同じ。</u>)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p>	<p>工事請負契約書第16条(工事用地の確保等)</p> <p>1. 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保<u>するものとする。</u></p> <p>3. 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、<u>又は管理する</u>工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、<u>又は管理する</u>これらの物件を含む。<u>以下本条において同じ。</u>)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>4. 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、<u>又は</u>工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において<u>は</u>、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p>
48		<p>工事請負契約書第18条(条件変更等)</p> <p>1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の<u>一</u>に該当する事案を発見したときは、<u>その旨を直ちに</u>監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p><u>一</u> 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)</p> <p><u>二</u> 設計図書に誤謬又は脱漏があること</p> <p><u>三</u> 設計図書の表示が明確でないこと</p> <p><u>四</u> 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと</p> <p><u>五</u> 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特</p>	<p>工事請負契約書第18条(条件変更等)</p> <p>1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する事実を発見したときは、<u>直ちにその旨を</u>監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p><u>(1)</u> 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)<u>。</u></p> <p><u>(2)</u> 設計図書に<u>誤り</u>又は脱漏があること<u>。</u></p> <p><u>(3)</u> 設計図書の表示が明確でないこと<u>。</u></p> <p><u>(4)</u> 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと<u>。</u></p> <p><u>(5)</u> 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特</p>

頁	箇所	【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 国土交通省東北地方整備局	【読み替え箇所】 青森県県土整備部用
		<p>別な状態が生じたこと</p> <p>2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、<u>受注者の立会いの上</u>、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、<u>受注者の立会いを得ずに行うことができる。</u></p> <p>3. 発注者は、受注者の<u>意見を聴いて、調査の結果</u>(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、<u>調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。</u>ただし、<u>その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</u></p> <p>4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、<u>次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</u> <u>一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。(発注者が行う。)</u> <u>二 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。(発注者が行う。)</u> <u>三 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。(発注者と受注者とが協議して発注者が行う。)</u></p> <p>5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>別な状態が生じたこと。</p> <p>2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、<u>受注者の立会いの上</u>、直ちに調査を行わなければならない。<u>ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。</u></p> <p><u>3. 前項の規定による調査は、受注者を立ち会わせて行わなければならない。ただし、受注者が立会わないときは、この限りでない。</u></p> <p>4. 発注者は、受注者の意見を聴いた上、第2項の調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、<u>当該調査を終了した日から14日以内に、その内容を受注者に通知しなければならない。</u>ただし、<u>当該期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が発注者と受注者の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更をするときは、発注者は、受注者と協議するものとする。</u> <u>一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。(発注者が行う。)</u> <u>二 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。(発注者が行う。)</u> <u>三 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。(発注者と受注者とが協議して発注者が行う。)</u></p> <p>6. 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
49		<p>工事請負契約書第48条(受注者の解除権)</p> <p>1. 受注者は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p><u>一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</u></p> <p><u>二 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5(工期の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過して</u></p>	<p>工事請負契約書第48条(受注者の解除権)</p> <p>1. 受注者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p><u>(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</u></p> <p><u>(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1(工期の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、</u></p>

頁	箇所	【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 国土交通省東北地方整備局	【読み替え箇所】 青森県県土整備部用
		も、なおその中止が解除されないとき。 三 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。 2. 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を発注者に請求することができる。	なおその中止が解除されないとき。 (3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の履行が不可能となったとき。 2. 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。
55～ 58		■工事の一時中止に係る手続き様式(参考様式) 様式-1～6	■工事の一時中止に係る手続き様式(参考様式) 様式-10-1～10-6
60		3. 本ガイドラインについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)平成27年7月」として東北地整HPで公開しています。	3. 東北地整ガイドラインについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)平成27年7月」として東北地整HPで公開されています。
61	表	「一時中止」と「一部一時中止」 工事請負契約書(第20条)では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、 <u>工事の中止内容を直ちに乙に通知することとされている。</u> 契約解除できる時期(契約書第48条) 中止期間が工期の <u>10分の5</u> を超えるとき。 (工期の <u>10分の5</u> が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)	「一時中止」と「一部一時中止」 工事請負契約書(第20条)では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、 <u>受注者の責に帰すことができないものにより、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知することとされている。</u> 契約解除できる時期(契約書第48条) 中止期間が工期の <u>2分の1</u> を超えるとき。 (工期の <u>2分の1</u> が6ヶ月を超えるときは6ヶ月)
71		<u>◇積み上げ計上費用には、請負比率及び合意比率は考慮しないものとする。</u>	削除
72		<u>摘要欄の※1</u> ※1.『中止期間中の現場維持費』には、請負比率及び合意比率を考慮しない。	削除 削除
73	表紙	<u>平成27年7月</u> <u>国土交通省 東北地方整備局</u>	<u>平成28年10月1日以降適用</u> <u>青森県 県土整備部</u>
74		工事請負契約書第18条(条件変更等) 1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、 <u>その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</u> 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない	工事請負契約書第18条(条件変更等) 1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、 <u>直ちにその旨を監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</u> (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

頁	箇所	【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 国土交通省東北地方整備局	【読み替え箇所】 青森県県土整備部用
		<p>こと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)</p> <p>二 設計図書に誤謬又は脱漏があること</p> <p>三 設計図書の表示が明確でないこと</p> <p>四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと</p> <p>五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと</p> <p>2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、<u>受注者の立会いの上</u>、直ちに調査を行わなければならない。ただし、<u>受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。</u></p> <p>3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その<u>結果を受注者に通知しなければならない。</u>ただし、<u>その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</u></p> <p>4. <u>前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</u></p> <p>一 <u>第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。(発注者が行う。)</u></p> <p>二 <u>第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。(発注者が行う。)</u></p> <p>三 <u>第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。(発注者と受注者とが協議して発注者が行う。)</u></p> <p>5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、<u>受注者の立会いの上</u>、直ちに調査を行わなければならない。<u>ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。</u></p> <p><u>3. 前項の規定による調査は、受注者を立ち合わせて行わなければならない。ただし、受注者が立会わないときは、この限りでない。</u></p> <p>4. 発注者は、受注者の意見を聴いた上、第2項の調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を<u>取りまとめ、当該調査を終了した日から14日以内に、その内容を受注者に通知しなければならない。</u>ただし、<u>当該期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が発注者と受注者の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、工事目的物の変更に伴わない設計図書の変更をするときは、発注者は、受注者と協議するものとする。</u></p> <p><u>一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。(発注者が行う。)</u></p> <p><u>二 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。(発注者が行う。)</u></p> <p><u>三 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。(発注者と受注者とが協議して発注者が行う。)</u></p> <p>6. 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>

頁	箇所	【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 国土交通省東北地方整備局	【読み替え箇所】 青森県県土整備部用
107	表紙	・設計変更審査会	・協議打合せ
108	題目	三者会議・ワンデーレスポンス・設計変更審査会 ・設計変更審査会：各種ガイドラインの活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施 フロー図「設計変更審査会」	三者会議・ワンデーレスポンス・協議打合せ ・協議打合せ：設計変更ガイドライン等の活用を図り、設計変更の透明性を図り、円滑な設計変更の実施 
110	記載例	第1編 共通編 第1章 総則 〇〇条 設計変更の手続 設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(東北地方整備局)によるものとする。	削除 第3条 設計変更の手続 設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(青森県県土整備部)によるものとする。
111		工事請負契約書第16条(工事用地の確保等) 1. 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保しなければならぬ。	工事請負契約書第16条(工事用地の確保等) 1. 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を受注者が工事の施工上必要とする日(設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保するものとする。

頁	箇所	【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 国土交通省東北地方整備局	【読み替え箇所】 青森県県土整備部用
		<p>3. 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>4. 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p>	<p>3. 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>4. 前項の場合において、受注者が正当な理由がなく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において<u>は</u>、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p>
112		<p>工事請負契約書第18条(条件変更等)</p> <p>1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の<u>いづれかに該当する事案</u>を発見したときは、<u>その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</u></p> <p><u>一</u> 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)</p> <p><u>二</u> 設計図書に誤謬又は脱漏があること</p> <p><u>三</u> 設計図書の表示が明確でないこと</p> <p><u>四</u> 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと</p> <p><u>五</u> 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと</p> <p>2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、<u>受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを待たずに行うことができる。</u></p> <p>3. 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。<u>ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</u></p>	<p>工事請負契約書第18条(条件変更等)</p> <p>1. 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号の<u>いづれかに該当する事実</u>を発見したときは、<u>直ちにその旨を監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)</u></p> <p><u>(2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。</u></p> <p><u>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</u></p> <p><u>(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</u></p> <p><u>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</u></p> <p>2. 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、<u>受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを待たずに行うことができる。</u></p> <p><u>3. 前項の規定による調査は、受注者を立ち合わせて行わなければならない。ただし、受注者が立会わないときは、この限りでない。</u></p> <p>4. 発注者は、受注者の意見を聴いた上、第2項の調査の結果(これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、当該調査を終了した日から14日以内に、その内容を受注者に通知しなければならない。<u>ただし、当該期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ</u></p>

頁	箇所	【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 国土交通省東北地方整備局	【読み替え箇所】 青森県県土整備部用
		<p>4. 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p>一 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。(発注者が行う。)</p> <p>二 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。(発注者が行う。)</p> <p>三 第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。(発注者と受注者とが協議して発注者が行う。)</p> <p>5. 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>5. <u>前項の調査の結果において</u>第1項各号に掲げる事実が発注者と受注者の間において確認された場合において、必要があると認められるときは、<u>次に掲げるところにより</u>発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。この場合において、工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更をするときは、発注者は、受注者と協議するものとする。</p> <p>一 <u>第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの。(発注者が行う。)</u></p> <p>二 <u>第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの。(発注者が行う。)</u></p> <p>三 <u>第1項第4号又は第5号に該当し、設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの。(発注者と受注者とが協議して発注者が行う。)</u></p> <p>6. 前項の規定により、設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
113		<p>第19条(設計図書の変更)</p> <p>発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>	<p>第19条(設計図書の変更)</p> <p>発注者は、前条第5項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p>
113		<p>工事請負契約書第20条(工事の中止)</p> <p>1. 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責に帰することがないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、<u>工事の中止内容を直ちに</u>受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> <p>2. 発注者は、<u>前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の一時中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</u></p> <p>3. 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一部中止させた場合において、</p>	<p>工事請負契約書第20条(工事の中止)</p> <p>1. 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(第29条第1項において「天災等」という。)であって受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、<u>工事の中止内容を直ちに</u>受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> <p>2. 発注者は、前項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、<u>工事の一時中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</u></p> <p>3. 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一部中止させた場合において、</p>

頁	箇所	【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 国土交通省東北地方整備局	【読み替え箇所】 青森県県土整備部用
		必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。	必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え、工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
114		<p>第21条(受注者の請求による工期の延長)</p> <p>1. 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に<u>工期の延長変更</u>を請求することができる。</p> <p>2. 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、<u>工期を延長しなければならない</u>。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、<u>請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</u>。</p>	<p>第21条(受注者の請求による工期の延長)</p> <p>1. 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない理由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に<u>工期の延長変更</u>を請求することができる。</p> <p>2. 発注者は、前項の<u>規定による請求があった</u>場合において、必要があると認められるときは、<u>工期を延長するとともに、当該工期の延長が発注者の責めに帰する理由によるときは、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない</u>。</p>
114		<p>第22条(発注者の請求による工期の短縮等)</p> <p>1. 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、<u>工期の短縮変更を受注者に請求</u>することができる。</p> <p>2. 発注者は、この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、<u>特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求</u>することができる。</p> <p>3. 発注者は、前2項の場合において、<u>必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担</u>しなければならない。</p>	<p>第22条(発注者の請求による工期の短縮等)</p> <p>1. 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、<u>受注者に工期の短縮変更を請求</u>することができる。</p> <p>2. 発注者は、この<u>契約書の</u>他の条項の規定により工期を延長すべき場合においても<u>特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求</u>することができる。</p> <p>3. 発注者は、前2項の場合において、<u>必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担</u>なければならない。</p>
115		<p>第23条(工期の変更方法)</p> <p>1. <u>工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p>2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第二十一条の場合にあつては、<u>発注者が工期変更の請求を受けた日</u>、前条の場合にあつては、<u>受注者が工期変更の請求を受けた日</u>)から〇日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>	<p>第23条(工期の変更方法)</p> <p>1. <u>この契約書の規定による工期の変更を必要とした場合の変更後の工期については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p>2. 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第21条の場合にあつては、<u>発注者が工期延長の請求を受けた日</u>、前条の場合にあつては、<u>受注者が工期短縮の請求を受けた日</u>)から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p>

頁	箇所	【原文】土木工事請負契約における設計変更ガイドライン 国土交通省東北地方整備局	【読み替え箇所】青森県県土整備部用
116		<p>第48条(受注者の解除権)</p> <p>1. 受注者は、次の各号の<u>一</u>に該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p><u>一</u> 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p><u>二</u> 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の<u>10分の5</u>(工期の<u>10分の5</u>が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p><u>三</u> 発注者が契約に違反し、その違反によって<u>契約の履行が不可能となった</u>とき。</p> <p>2. 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、<u>損害がある</u>ときは、<u>その損害を</u>発注者に請求することができる。</p>	<p>第48条(受注者の解除権)</p> <p>1. 受注者は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の<u>2分の1</u>(工期の<u>2分の1</u>が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</p> <p>(3) 発注者が契約に違反し、その違反により<u>この契約の履行が不可能となった</u>とき。</p> <p>2. 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、<u>損害がある</u>ときは、<u>その損害の賠償を</u>発注者に請求することができる。</p>